

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の進捗把握と評価の実施

介護保険制度の改正により、全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、①データに基づく課題分析と対応、②適切な指標による実績評価、③インセンティブの付与が法律により制度化されました。

本計画では、基本理念の実現をめざし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、各種協議会等を活用し、計画の検証に努めてまいります。

また、計画に記載している内容については、高齢者福祉施策の推進及び介護保険事業の円滑な運営が適切に行われているかを、保険者である西尾市がPDCAサイクルを回しながら評価、検証し、目標達成に向けたそれぞれの施策について必要な改善策を検討するほか、庁内関係者と市内の事業者あるいは団体との意見交換を、地域包括支援センターにおける地域ケア会議等の場を利用しながら実施します。

2 計画推進体制の整備

(1) 連携及び組織の強化

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に掲げる幅広い施策を円滑かつ効果的に進め、基本理念の実現につなげるため、庁内や関係機関との連携の充実や組織の強化を行ってまいります。

(2) 保健・医療・介護等の多職種・地域住民との協働

地域包括ケアシステムを構築し、円滑に推進するためには、高齢者の個別課題の解決や地域課題の把握について、保健・医療・介護等多職種の協働により取り組むことが重要です。また、地域課題の解決には、地域福祉の重要な担い手となる民生委員やボランティア、地域住民の自主活動組織等の主体的参画が重要となります。

そのため、行政・事業所や医療機関等の専門職種・地域住民の協働と連帯に基づくパートナーシップを構築してまいります。

(3) 県及び近隣市町との連携

介護保険制度の円滑な運営においては、介護サービスの広域的利用等周辺地域との関わりも大きいため、県や近隣市町との連携が不可欠となります。そこで、県や近隣市町との情報交換や連絡体制の強化を図り、近隣地域とも一体となった介護保険事業及び保健福祉事業の展開を進めます。